



広島県警察本部交通部長

増田 昌昭

交通部長の増田です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

広島県指定自動車学校協会並びに各指定自動車教習所の皆様方には、警察行政の各般に渡り、御理解、御協力を賜り、誌面をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るう中、徹底した感染防止対策を継続的に講じていただき、「初心運転者教育機関」並びに「地域の交通安全教育センター」としての社会的役割を果たしていただいております、改めて感謝申し上げます。

さて、広島県警察では、令和2年までに年間の交通事故死者数を75人以下とする「なくそう交通事故死亡事故・アンダー75作戦」を強力に推進してまいりました。皆様方の御協力により、昨年の県内の交通事故死者数は71人で、令和元年に続き2年連続で75人以下の目標を達成することができました。

しかしながら、依然として多くの尊い命が交通事故で失われ、多くの方が負傷されている現状に変わりはなく、引き続き、交通事故防止に向けた総合的な諸対策を推進していくことが求められているところです。

こうした情勢を踏まえ、皆様方にお願いしたいことを2点述べさせていただきます。

1点目は、高齢者の交通事故防止対策の推進についてです。

県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合は依然として高く、今後、高齢者人口が更に増加する見込みであることを鑑みますと、高齢者の交通事故防止対策をより一層推進する必要があります。

つきましては、皆様方に実施していただいております高齢者講習等におきましては、高齢運転者

の方に自らの身体機能や運転技能の現状を自覚していただくとともに、その常態に応じた具体的な指導をお願いいたします。

また、夜間歩行中の高齢者の交通事故を防止するため、反射材用品の有用性の周知と積極的な活用についての広報啓発活動につきましてもお願いいたします。

2点目は、規範意識の高い運転者の育成についてです。

運転免許を新規に取得する方のうち、98%以上は指定自動車教習所の卒業生であり、初心運転者教育の中核を担っていただいております。皆様方の運転者に対する影響力は計り知れないものがあります。

また、運転免許保有者に対する再教育や地域の学生・社会人を対象とした交通安全教室等の開催など、皆様方には運転者教育全般に渡って、極めて重要な役割を担っていただいております。

今後とも初心運転者に対する教習水準の維持・向上に努めていただき、遵法意識を身につけた優秀な運転者の輩出をお願いするとともに、安全で快適な交通社会の実現に向けて、引き続き、地域に密着した交通安全活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

終わりにになりましたが、広島県指定自動車学校協会並びに各指定自動車教習所の益々の御発展と皆様方の御健勝を心より祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。





広島県警察本部交通部運転免許センター長

山口 英樹

この度、運転免許センター長に着任いたしました山口です。

広島県指定自動車学校協会並びに各指定自動車教習所の皆様には、平素から警察業務の各般に渡り、深い御理解と御協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、教習の進行や各種講習等の実施に支障が出ることがあったのではないかと思います。そうした中にあっても、各教習所で工夫を凝らした対策を実践していただき、変わらず社会的責任を果たしておられますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、県内の交通事故発生状況ですが、皆様方を始め、関係団体や県民の皆様方の御協力により、減少傾向が継続しています。

しかしながら、未だ多くの方が交通事故によって死傷されていることに変わりはなく、より一層の継続した対策が必要です。なかでも、高齢運転者が関係する交通事故や高齢者が被害者となる交通事故を減らしていくことが、喫緊の課題となっています。

昨年中、高齢運転者による死亡事故が11件発生しており、そのうち、75歳以上が7件となっています。高齢運転者が加害者となる交通事故の主な要因は、身体機能や認知機能の低下によるものと推察されます。

高齢者講習における実車指導では、これらのことを十分理解させるとともに、心に響くアドバイスをお願いします。皆様方の指導は、後の高齢運転者の行動を左右するものとなります。

一方で、高齢者が被害者となった交通事故のうち、死者数は36人で死者数全体の約半数を占め、そのうち、75歳以上が25人となっています。

高齢者は、個人差はあるものの、一般的には

歩行が遅くなり、かつ不安定になるとともに、危険を回避するためのとっさの判断や行動が遅れがちになる特性があります。

これら高齢者の特性を全ての運転者に理解させ、思いやりを持った運転ができる質の高い運転者の育成をお願いします。

こうした状況のなか、高齢運転者の交通事故防止対策の強化等を図るため、道路交通法の一部改正が令和2年6月10日に公布され、令和4年6月までに施行されることとなっています。

これにより、一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査が導入されるなど、認知機能検査、高齢者講習の見直しが図られるほか、サポカー限定免許が新設されることも高齢運転者による交通事故を減少させる上で期待が持たれます。

指定自動車教習所の皆様方におかれましては、改正道路交通法の施行に向けた諸準備を進めていただくとともに、国民の権利・義務に直接関係する事務を担う指定機関として、教育水準の維持向上に努めていただきたいと思います。

終わりにになりましたが、広島県指定自動車学校協会並びに各指定自動車教習所の御発展と皆様方の御健勝、御多幸をお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

